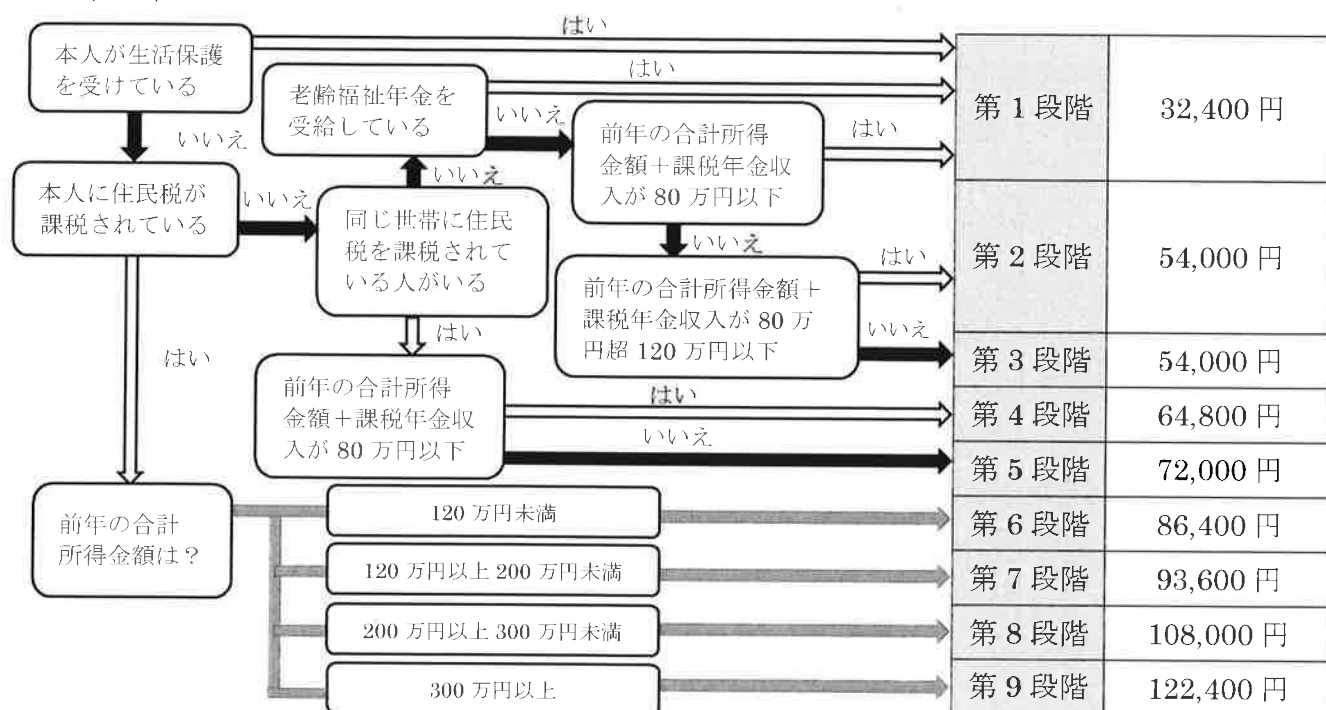


# 介護保険料の納付について

## ●あなたの介護保険料は？（平成30年～32年度）

<スタート>



※上記保険料は、1年間の金額です

## ●介護保険料の納め方

満65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、原則年金から天引き（特別徴収）ですが、満65歳になられたばかりの方や年金の収入額が少ない方などは、年金からの天引きができないため、納付書による納付（普通徴収）となります。

### ○年金から天引き（特別徴収）

老齢・退職・遺族・障害年金のいずれかの年金（年額18万円以上）を受給されている方は、年金の定期払いの際に保険料が天引きされます（老齢福祉年金は対象外です）。なお、納期ごとの天引き額は必ずしも同じ金額とはなりません。

### ○納付書による納付（普通徴収）

満65歳になられたばかりの方や佐川町へ転入されたばかりの方、年金の年額が18万円未満の方などは年金から天引きができませんので、納付書による納付、又は口座振替による納付により保険料を納めていただくことになります。（納期：原則、毎年7月～翌年2月までの8期）

## ●保険料の納め忘れに注意！

将来、要介護認定をうけて介護サービスを利用する際、保険料に滞納があると、保険給付の制限を受けることがありますので、ご注意ください。